

2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。

2019年5月10日

無配当外貨建学資保険「想いをはぐくむ大樹の学資」の販売開始について

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村俊哉、以下「大樹生命」）では、2019年5月13日（月）より、株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島誠、以下「三井住友銀行」）において、無配当外貨建学資保険「想いをはぐくむ大樹の学資」の販売を開始します。

本商品は、三井住友銀行と日本生命グループの大樹生命が協議を重ね、外貨でふやしながらか、計画的に教育資金の積み立てができることをコンセプトに開発した外貨建の学資保険です。なお、「外貨建」の学資保険の取り扱いが業界初（※）となります。

（※）当社調べ（2019年3月末時点）。2019年3月末時点の生命保険会社各社のオフィシャルサイトにおいて、学資保険を調査対象としています。

＜商品のポイント＞

- お払い込みいただく保険料は毎回円で一定額となります。また、外貨に換算する為替レートをご契約時に固定する仕組みのため、外貨建での保険料も毎回一定額となります。
- ご契約に適用される積立利率も保険期間を通じて一定のため、ご契約時に外貨建でお受け取りいただける学資金額が確定します。
- ご契約者が万一お亡くなりになられた場合は、学資金などの保障はそのままに、以後の保険料のお払い込みが不要となります。
- すべての保険料のお払い込みが終了した後、為替の動向に応じて自動的に学資金額を円で確定させることもできます。

大樹生命は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

<無配当外貨建学資保険「想いはぐくむ大樹の学資」商品概要>

項 目	内 容																
正式名	「想いはぐくむ大樹の学資」無配当外貨建学資保険																
指定通貨	米ドル または 豪ドル																
払込通貨	円 ※指定通貨でのお払い込みはお取り扱いしません。																
学資金の型	学資金フラット型：毎回学資金額が同額 初回学資金2倍型：初回の学資金額が2回目以後の学資金額の2倍相当額																
契約年齢範囲	【契約者】 男性：18歳～69歳 女性：16歳～69歳 【被保険者】 0歳～8歳 ※出生予定日の140日前からご加入いただけます。																
保険期間	22歳満期																
保険料払込期間	【年払込】 5年・7年・10年・15年 ※豪ドルは10年を払込期間の上限とします。 【歳払済】 15歳																
最低保険料	月払換算5,000円 かつ 固定円建保険料の累計額78万円以上																
最高保険料	固定円建保険料の累計額1,500万円																
積立利率	毎月1日に設定され、適用された積立利率は保険期間を通じて一定です。 年齢・性別にかかわらず一律です。																
保障内容	●被保険者が次の支払事由に該当されたとき、学資金・死亡給付金をお支払いします。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支払事由</th> <th>給付の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">保険期間中に右記の満年齢に達した日以後最初に到来する11月1日に生存されているとき</td> <td>〔第1回〕 17歳7ヵ月</td> <td rowspan="4">進学学資金</td> </tr> <tr> <td>〔第2回〕 18歳7ヵ月</td> </tr> <tr> <td>〔第3回〕 19歳7ヵ月</td> </tr> <tr> <td>〔第4回〕 20歳7ヵ月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険期間満了時に生存されているとき</td> <td>満期学資金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険期間中に死亡されたとき</td> <td>死亡給付金</td> </tr> </tbody> </table>		支払事由		給付の種類	保険期間中に右記の満年齢に達した日以後最初に到来する11月1日に生存されているとき	〔第1回〕 17歳7ヵ月	進学学資金	〔第2回〕 18歳7ヵ月	〔第3回〕 19歳7ヵ月	〔第4回〕 20歳7ヵ月	保険期間満了時に生存されているとき		満期学資金	保険期間中に死亡されたとき		死亡給付金
	支払事由		給付の種類														
	保険期間中に右記の満年齢に達した日以後最初に到来する11月1日に生存されているとき	〔第1回〕 17歳7ヵ月	進学学資金														
		〔第2回〕 18歳7ヵ月															
〔第3回〕 19歳7ヵ月																	
〔第4回〕 20歳7ヵ月																	
保険期間満了時に生存されているとき		満期学資金															
保険期間中に死亡されたとき		死亡給付金															
●保険料払込期間中に、ご契約者が死亡されたときは、その後の保険料のお払い込みは免除となります。																	
●被保険者が次の支払事由に該当されたとき、学資金・死亡給付金をお支払いします。																	
●保険料払込期間中に、ご契約者が死亡されたときは、その後の保険料のお払い込みは免除となります。																	
保険料の前納	お取り扱いします。																
解約返戻金	あり ※保険料払込期間中は為替変動調整を行うため、解約返戻金額が増減します。																
契約者貸付	あり																
配当金	なし																
付加可能な主な特約	<ul style="list-style-type: none"> ・円換算払込特約（保険料固定特則付）：付加必須 ・円換算支払特約 ・目標到達時円建学資保険移行特約 ・指定代理請求特約 																

<お客さまにご負担いただく費用について>

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用

(a) 初回の学資金支払日の前日まで

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部を保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあて、それらを除いた金額を積立金として運用します。また、積立金から、保険契約の維持、死亡保障などにかかる費用などを毎月控除します。なお、いずれの費用についても、ご契約者の年齢別および性別ごとの発生率等を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 円換算払込特約（保険料固定特則付）において、毎回お払い込みいただく保険料を円建の金額で固定するための費用を控除し、固定円換算レートを設定します。なお、この控除額については、保険料払込期間や市場金利の状況等によって変動するため、記載することができません。

※上記の費用のほかに、解約される場合などには、次の費用がかかります。

- ・保険料払込期間または契約日から10年間のいずれか短い期間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から所定の金額を控除します。
- ・為替先物取引解消費用として、残存払込保険料の1.0%を積立金から控除します。

(b) 初回の学資金支払日以後

- 積立金を維持・管理するための費用として、積立金額に1.0%（年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、積立金から毎月控除します。なお、積立金額に乗じる率は、保険期間、市場金利の状況等に応じて定まるため、記載することができません。

(c) 円建学資保険移行日以後

- 目標到達特約を付加して円建学資保険に移行した場合は、上記（a）（b）にかかわらず、円建学資保険移行日以後、円建学資保険を維持・管理するための費用として、積立金額に1.0%（年率）を上限とする率を乗じて得た金額を、積立金から毎月控除します。なお、積立金額に乗じる率は、円建学資保険移行日におけるこの特約の予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

(2) 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

(a) 固定円建保険料などをお払い込みいただく場合

- 固定円建保険料を計算する際や貸付元利金の返済額をお払い込みいただく際に使用する大樹生命所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（払込用）	換算基準日 ^{*1} における大樹生命が指定する取引銀行の T T M（電信売買相場の仲値）+0.25円
-------------	---

- ・ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は2019年5月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日^{*1}における大樹生命が指定する取引銀行が公示する T T S^{*2}（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

(b) 学資金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする場合など

- 円換算支払特約を付加して学資金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際または目標到達特約を付加して円換算した解約返戻金額を算出する際に適用する大樹生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（支払用）	換算基準日 ^{*1} における大樹生命が指定する取引銀行の T T M（電信売買相場の仲値）-0.25円
-------------	---

- ・ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は2019年5月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における大樹生命が指定する取引銀行が公示する T T B^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

(c) 学資金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする場合

- 指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*3}が必要な場合や、大樹生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

*1 換算基準日として定める日が、大樹生命が指定する取引銀行または大樹生命の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および大樹生命の営業日となります。

*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

*3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

※大樹生命所定の円換算レートは、大樹生命が指定する取引銀行の為替レートを基準に設定します。

<為替リスクについて>

- この保険では、保険料額や学資金額などを指定通貨で定めています。
- お払い込みいただく固定円建保険料を指定通貨に換算する際は、固定円換算レートを適用して指定通貨建の保険料を算出します。また、学資金額などを円に換算してお支払いする際は、お支払い時の円換算レート（支払用）を適用してお支払いする学資金額などを算出します。これらをはじめとする換算レートは外国為替相場の変動の影響を受けますので、日々変動します。
- このような外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。
 - ・円換算払込特約（保険料固定特則付）が付加されますので、積立金に充当される金額は、固定円換算レートをを用いて計算されます。そのため、適用される固定円換算レートよりも円高が続いた場合などには、固定円換算レートをを用いて積み立てた金額の累計額が、お払い込みのたびに円換算レート（払込用）を用いて積み立てた金額の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
 - ・為替レートの固定にあたり、為替予約を行うことから、保険料払込期間中にご契約を解約する場合等には、為替予約の解消が必要になります。この為替予約の解消は、その時点の為替レートに基づき行われるため、為替変動により、指定通貨建の解約返戻金額が増減します。この増減させる機能を為替変動調整といいます。
 - ・解約返戻金額は、為替変動調整の影響により次のとおり増減します。（解約の場合）

〈解約時のTTM*がご加入時のTTM*より円安の場合〉

- ・解約返戻金額は増加傾向となります。
※ただし、解約時等にご負担いただく費用（解約控除額）によっては、減少する場合があります。

〈解約時のTTM*がご加入時のTTM*より円高の場合〉

- ・解約返戻金額は減少傾向となります。
※ただし、調整レートを経過月数に応じて補正した値によっては、増加する場合があります。
* 電信売買相場の仲値を指します。

- ・円に換算してお支払いする学資金額、死亡給付金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した学資金額、死亡給付金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- ・円に換算してお支払いする学資金の累計額や死亡給付金額などは、円換算レート（支払用）の変動の影響を受けるため、固定円建保険料の累計額（元本）を下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。